

## 天理市火葬場 Web 予約システム使用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、天理市火葬場 Web 予約システム（以下「システム」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 システムを使用する葬儀取扱事業者をいう。
- (2) パスワード システムへの接続に必要な暗証番号をいう。

### (予約対象者)

第3条 死亡者の住所地が天理市に限り、システムを使用し、予約できるものとする。

### (システムの仕様)

第4条 システムの仕様は、別記「天理市火葬場予約管理システム操作説明書」のとおりとする。

### (使用申請書の提出)

第5条 システムを使用しようとする葬儀取扱事業者（以下「申請者」という。）は、天理市火葬場 Web 予約システム使用申請書（新規）（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書を提出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の葬儀取扱事業者 登記事項証明書（全部事項証明書）又は営業届出済証明書等
- (2) 個人の葬儀取扱事業者 次のア及びイに掲げる書類
  - ア 個人番号カード、旅券、運転免許証等の官公署発行の顔写真が添付された証明書の写し
  - イ 営業届出済証明書等

3 市長は、提出された申請書の内容が適当と認めるときは、申請者を使用者としてシステムに登録するものとする。

### (使用の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、システムの使用を取り消し、又は期間を定めて停止を命ずることができる。

- (1) システムの使用に関し、この規約に違反したとき
- (2) 正常なシステムの運用を故意に妨害したとき
- (3) その他管理上支障があると市長が認めるとき

(システムの使用料)

第7条 システムを使用する費用は、無償とする。ただし、接続するために必要な機器及び通信にかかる費用は、使用者の負担とする。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、システムの利用にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) すべての使用者がシステムを円滑に行えるよう努めること
- (2) 使用中に不具合が発生し予約等が行えない場合は、市に報告すること
- (3) 予約は1体につき1件とし、死亡の事実が発生してから行うこと
- (4) 予約の取消しを極力生じないようにすること
- (5) 予約時間に炉室にお棺が納められるよう予約時間の15分前に火葬場へ全員入場すること
- (6) その他システムの使用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと

(転貸等の禁止)

第9条 使用者は、システムを使用する権利を他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(パスワードの管理)

第10条 使用者は、責任をもってパスワードを管理し、他の者に遺漏してはならない。

(登録の変更等)

第11条 使用者は、申請書により届け出た内容（パスワードを除く）に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに天理市火葬場 Web 予約システム使用申請書（変更・廃止）（様式第2号）に変更した内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(システムの変更等)

第12条 市長は、システムの正常な機能を維持するために仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

2 市長は、前項の場合、事前にメール又は文書にて使用者に通知するものとする。ただし、軽微な仕様の変更、又は短時間の運用の停止に該当すると市長が認める場合においては、この限りでない。

(障害の発生)

第 13 条 市長は、システムに重大な障害が発生した場合は、使用者に障害が復旧するまでの予約受付方法等についてメール又は文書により通知するものとする。

(免責事項)

第 14 条 市長は、システムを使用したことにより使用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わない。

2 市長は、障害の発生その他の理由によりシステムの運用停止等を行ったことにより使用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第 15 条 市長は、使用者が故意に、又はシステムの正規な使用方法に従わず、システム又はデータを消去又は破損させたときは、使用者に対しその損害の賠償を求めることができる。

附 則

この規約は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。